

研究活動における行動規範

令和4年5月10日 制定

一般財団法人日本宇宙フォーラム

研究活動における行動規範

令和4年5月10日 制定

(目的)

第1条

本行動規範の目的は、一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下「JSF」という。）の国の研究関連予算の受託契約実施に従事する者（以下、「研究者」という。）の行動規範として科学技術研究が有する経済的、社会的意義を十分に意識した上で、研究不正の定義や防止策について理解を深め、研究倫理や研究開発の適正性・透明性が確保されるよう自らが責任を持って考え、創造性を発揮しながら適切に研究を進めていくことを求めるものとする。

(行動規範)

第2条

- (1) JSF の研究者は、論文等研究成果の発表に際して、研究不正行為に当たる「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」を行わない。
- (2) 研究成果の客観性、再現性を確保するため、JSF の研究者は研究データの記録と管理・保存を適正及び的確に行い、必要な場合に開示することができるようにするとともに、JSF が組織的に研究データの管理・保存を行う。
- (3) JSF の研究者は、共同研究を行う場合には、研究者間において、研究の目標等について認識を共有し、役割分担や責任関係を明確化する。また、研究者間において、研究実施計画とその変更方法等についても取り決めておく。
- (4) JSF は、国の不正行為指針が求めている体制の整備や研究倫理教育を実施する。不正行為告発の受付窓口及び研究倫理教育に関する責任者を事務局長とする。
- (5) JSF は、国による研究不正行為の有無に関する調査に協力する。また、研究不正行為の疑いが生じたとき、理事長を責任者として、調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備する。

附則 この行動規範は令和4年5月10日から施行する。